

## 感染症対策のための指針

社会福祉法人川口市社会福祉協議会訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる事業所として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を制定する。

### 1. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・業務継続計画（BCP）などのマニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

### 2. 感染予防・再発防止対策及び感染事例発生時の適切な対応等の整備

#### （1）平常時の対策

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症対策のための指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- ア) 利用者の健康管理
- イ) 職員の健康管理
- ウ) 標準的な感染予防策
- エ) 衛生管理

#### ③ 研修

感染症対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

全職員を対象に定期的に年1回以上の研修（含む入職時）を実施し、実施記録を作成する。

対 象	全職員	新規入職者
開催時期	年1回以上	入職時
目 的	感染予防対策と感染症発生時の対応方法	感染対策の重要性と標準予防策の理解

#### ④ 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施し、実施記録を作成する。

対象	全職員
開催時期	やすらぎ会館消防訓練時
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策マニュアルや感染症 BCP を利用した行動確認</li> <li>・ 感染症発生時の対応訓練</li> </ul>

⑤ 感染症対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し、指針の更新を行う。

## (2) 発生時の対応

### ① 発生状況の把握

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに発生状況の把握に努める。

### ② 感染拡大の防止

感染事例等が発生後は、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

ア) 管理者及び所長は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。

イ) 感染状況を説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。

ウ) 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員・家族等）の体調確認をする。

エ) 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

### ③ 関係機関との連携

感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染症対策業務継続（BCP）等に則り、以下の関係機関との連携のためにすみやかに報告を行う。

対象	連絡先	内容
川口市保健所	048-266-5557	感染者及び濃厚接触者の発生等
川口市役所介護保険課事業者係	048-259-7293	感染者及び濃厚接触者の発生等
川口市役所障害福祉課施設係	048-271-9442	感染者及び濃厚接触者の発生等
川口市社会福祉協議会本部	048-252-1294	感染（疑い）者等の発生等
青木地域包括支援センター	048-252-1314	感染（疑い）者等の発生等

## 3. 感染者発生後の支援（利用者、職員ともに）

感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

① 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する

② 感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

## 4. 感染症等に係る苦情解決方法に関する事項

感染症等に係る苦情が発生した場合受付担当者は管理者とする。相談に寄せられた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者の不利益が生じないように、細心の注意を払うとともに指針3に則り対処する。

## 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者及びその家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。

## 6. その他感染症対策の推進のために必要な事項

感染症対策のための内部研修のほか外部研修にも積極的に参加し、利用者の健康と安全を目指すよう努める。

## 附 則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。